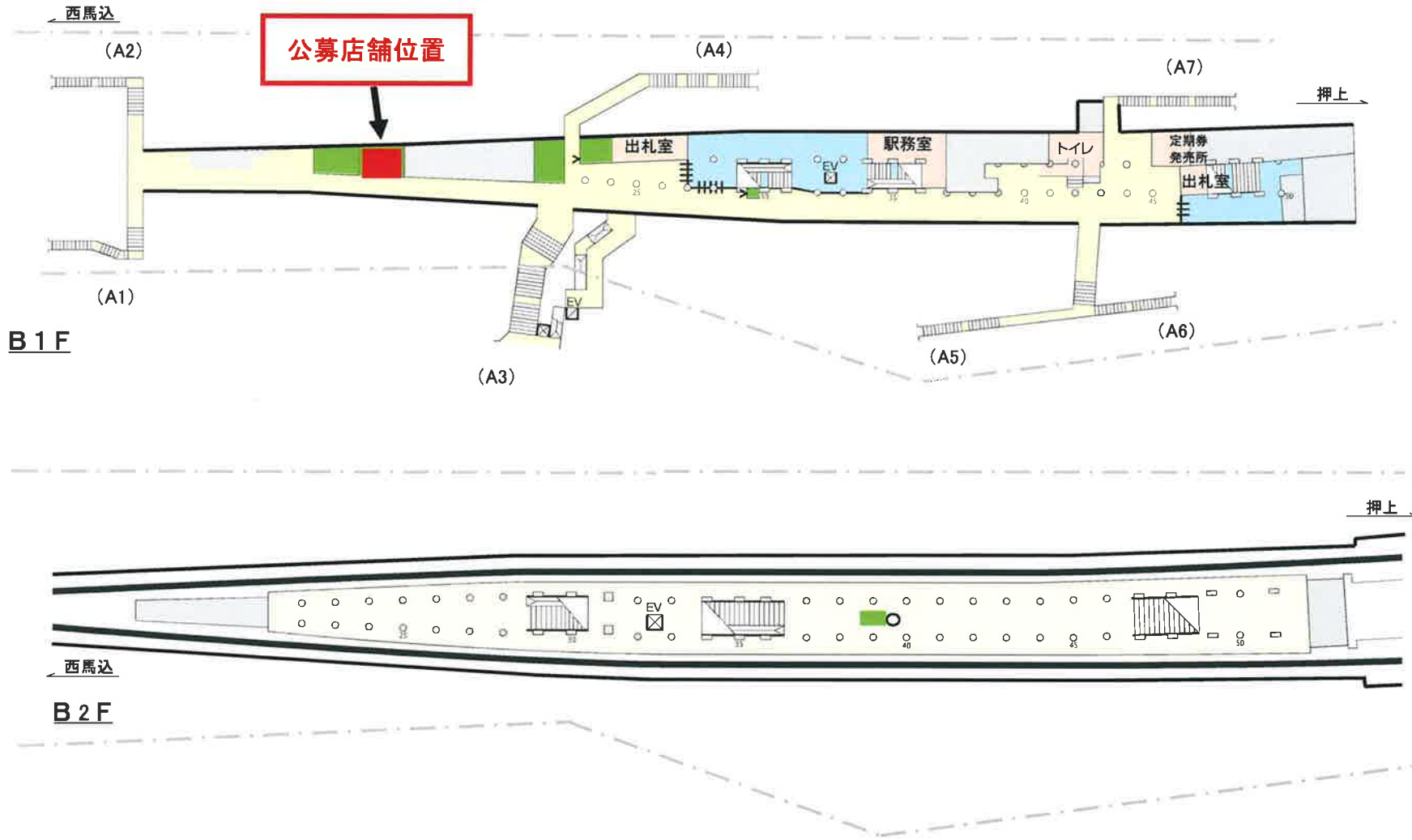


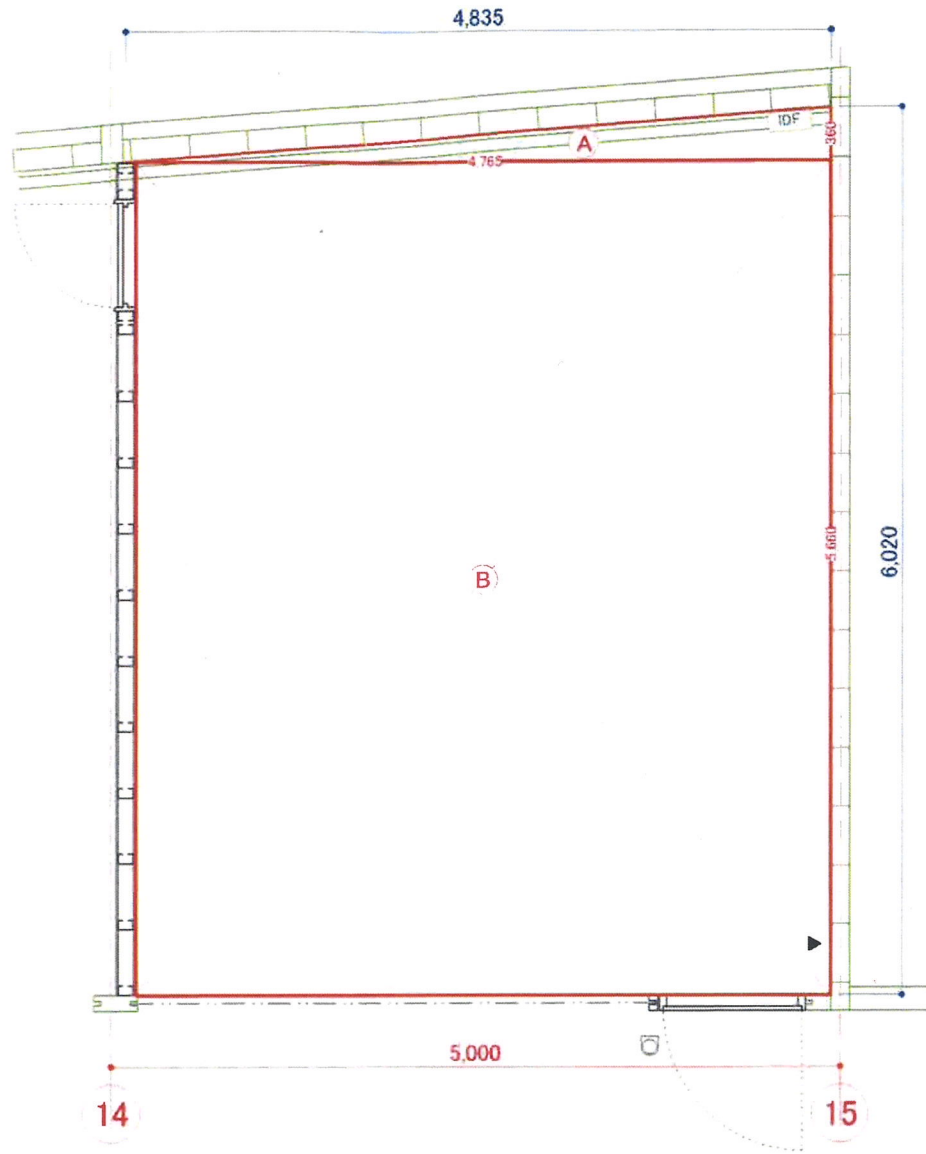


**A 05** 都営浅草線五反田駅


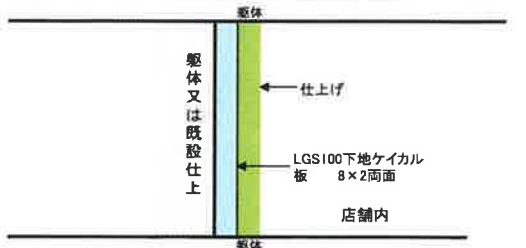
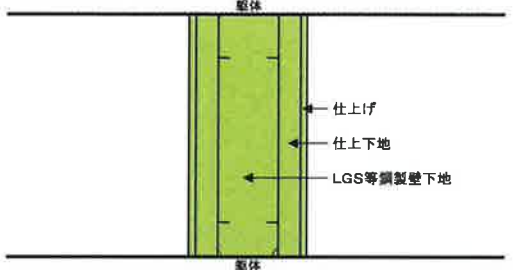
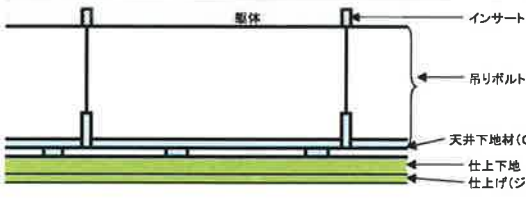
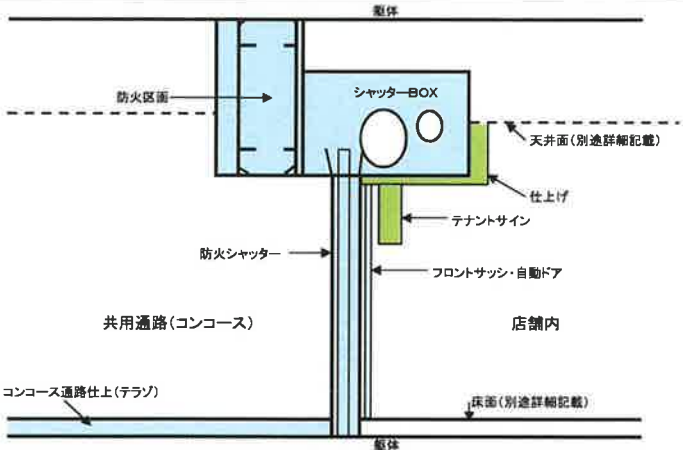
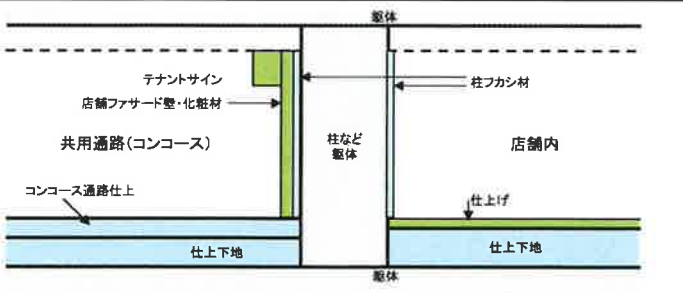


面積表

A	$4.77 \times 0.36 \times 1/2$	0.86m <sup>2</sup>
B	$4.77 \times 5.66$	27.00m <sup>2</sup>
使用面積		27.86m <sup>2</sup>



交通局または協力会
  出店者財産(残置物あり)
  店舗区画ライン

財産種類	財産区分	備考
床(店舗区画内)		不燃、準不燃又は難燃材料を使用とする。
壁(区画背面)		不燃材料を使用とする。
店舗内間仕切壁		不燃材料を使用とする。
天井		不燃材料を使用とする。
共用通路との区画		下地及び仕上げ材共に不燃材料を使用とする。テナントサインについては別途協議とする。
共用通路との区画		下地及び仕上げ材共に不燃材料を使用とする。テナントサインについては別途協議とする。

※出店者財産(残置物あり)は、出店者に引き継ぐものとする。  
 使用する際は出店者の責任において使用し、変更する場合は出店者の負担とする。

交通局または協力会
  出店者財産(残置物あり)
  店舗区画ライン

財産種類	財産区分		備考
電気設備工事	電灯設備(100V)		照明器具は直管LEDランプ(ガラス管)を使用する器具又はダウンライト型とする。
	動力設備(200V)		
	電話設備		
空調換気設備工事	空調機器		室内機、室外機ともに既設利用可、但し使用する場合は使用時より出店者財産とする。
	換気設備		
給排水衛生設備工事	給水設備		
	排水設備		

※出店者財産(残置物あり)は、出店者に引き継ぐものとする。  
 使用する際は出店者の責任において使用し、変更する場合は出店者の負担とする。

交通局または協力会
  出店者財産(残置物あり)
  店舗区画ライン

財産種類	財産区分	財産区分	備考
自動火災報知設備及び防煙火シャッター			
スプリンクラー設備			
排煙設備			
防災設備工事			
非常照明設備			非常照明器具は直管LEDランプ(ガラス管)を使用する器具又はダウンライト型とする。
誘導灯設備			誘導標識及び誘導灯は、A級又はB級BH型とする。
非常放送設備			
消火器			

※出店者財産(残置物あり)は、出店者に引き継ぐものとする。  
 使用する際は出店者の責任において使用し、変更する場合は出店者の負担とする。

設備項目		都営浅草線五反田駅		
		交通局または協力会	出店者	備考
建築設備	防火区画のシャッター・扉	○	—	維持管理、法定点検含む
	ガラスサッシ、自動ドア	○	—	
	店舗内装・店舗サイン・看板等	—	○	維持管理含む
	店舗外装仕上げ	—	○	維持管理含む
什器設備	店舗用什器設備一式	—	○	什器交換含む維持管理
電気設備	店舗直近区分開閉器までの配線	○	—	
	店舗直近区分開閉器以降	—	○	店舗分電盤含む
	店内照明器具	—	○	照明器具交換含む
	メーター器交換	—	○	1回/10年(計量法による)
電話設備	局主配線盤から店内端子盤までの配線	○	—	
	店内端子盤	○	—	
	店内端子盤以降店内配線器具取付	—	○	利用開始に当たっては出店者がNTTと直接契約 ※主配線盤解錠の際には要交通局立会
	(光回線) 駅PD盤から店舗用PD盤内スプリッターまでの配線	—	—	
	(光回線) 空配管	—	—	
	(光回線) スプリッター以降店内配線器具取付	—	—	
給排水設備	止水栓までの排水管	○	—	
	水道電磁弁	○	—	
	メーター器交換	—	○	1回/8年(計量法による)
	止水栓から先の給水管・衛生器具	—	○	
	店舗区画までの排水管	○	—	点検及び清掃
	店舗内排水管	—	○	点検及び清掃
換気設備	給気設備(店舗区画内ダンパーまで)	○	—	
	給気設備(店舗区画内ダンパーから先)	—	○	店舗内給気口の清掃及びフィルター交換含む
	換気設備[一般排気](店舗区画内ダンパーまで)	○	—	
	換気設備[一般排気](店舗区画内ダンパーから先)	—	○	店舗内換気口の清掃及びフィルター交換含む
空調設備	冷媒配管	○	—	室外機設置場所から店舗内突き出しまで
	店舗内室内機および室外機	—	○	清掃、フィルター、ガス充填含む
防災設備	自動火災報知機(熱・煙感知器)	○	—	法定検査を含む維持管理
	スプリンクラー設置(配管・ヘッド等)	○	—	法定検査を含む維持管理
	排煙設備	○	—	法定検査を含む維持管理
	非常放送設備	○	—	法定検査を含む維持管理
	非常照明設備	—	○	
	誘導灯設備	—	○	法定検査(1年に2回)を含む維持管理 「消防用設備等点検結果報告書」の所轄消防への提出(3年に1回) ※甲に上記図書(消防の受理印有)の写しを提出
	店舗内消火器	—	○	
その他及び不明事項				その都度協議により決定

※各財産区分は別表2-1/3~3/3を参照

※いずれも出店者の過失によるものはこの限りではない

## 都営浅草線 五反田駅 設備諸元

項 目		条 件	
面積		27.86㎡	
法律	道路管理者	国道	道路管理者への申請は東京都営交通協力が行う
	建築	品川区役所	用途変更が生じる場合は要協議
	消防	品川消防署	防火対象物工事等計画届出書、防火対象物使用開始届 防火管理者選任届、消防計画など提出。
	保健所	品川区保健所	業態・商材により要協議
建築		防火区画既設	防火シャッター、防火扉(位置変更不可)
電気	三相 (415V)		
	三相 (210V)	10KVA	
	単相 (105V/210V)	8KVA	
	電話	3回線以内	PASMO電子マネー用含む ※光回線を引込む際は構内コンコースPD盤より出店者負担工事となります。
給排水	給水	20A	給水制御盤有
	排水	40A	
換気・空調	冷暖房	既設	既設利用可能。 空調用冷媒管および電源線、室内機、室外機既設
	(室外機の置き場)	A3口地上部	
	給気	既設	ダクト施工済(既設天井に給気口あり)
	排気	—	ダクト施工済(既設天井に排気口あり)
一般排気	既設		
排煙設備		既設	既設天井に排煙口あり。
自火報設備		既設	既設利用可能。
非常照明 誘導灯等		必須	非常照明及び誘導灯要設置。 誘導灯はA級又はB級BH型とすること。
非常放送		既設	既設利用可能。
スプリンクラー設備		既設	既設利用可能。

※上記以外に行政指導等により必要とされる基準等への適合(手続き含む)及び設備は設置すること。

## 提出書類

		正本	正本の写し
1	出店申込書(様式1) 営業料の算定(様式2)(注)様式1・2は封印のうえ提出してください。 既存店舗の概要(様式3) 会社概要書(様式4) 誓約書(様式5) 出店資金の調達計画(様式6) 損益計画(様式7) 希望所要電気容量表(様式8)	1部	1部
2	商業・法人登記簿謄本(最近3ヶ月以内発行のもの)	1部	1部
3	印鑑証明書(最近3ヶ月以内発行のもの)	1部	1部
4	法人税(その①)及び法人税の納税証明書(直近3年分)	1部	1部
5	貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書 (複数年分、ただし3年以上の経営実績がある者は3年分)	1部	
6	設備概要	2部	
7	平面図 (店舗内レイアウトがわかるもの)	2部	
8	立面図	2部	
9	イメージパース (店舗の外観、内装等をイメージできるものであれば、図及び類似 既存店舗写真も提出可能)	2部	

※ No.2～4は都営地下鉄に出店実績のある事業者は省略を可とします。